

公立中学校教諭による損害賠償請求事件について

1 事件番号

令和8年（ハ）第305号損害賠償請求事件

2 原告

公立中学校 教諭

3 被告

愛媛県（代表者 愛媛県知事）

元県立高等学校長

4 主な請求の趣旨

被告らは連帯して、原告に対し100万円及びこれに対する令和8年3月6日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

5 請求の原因

原告が高校入試の受検生の引率で県立高校に赴いた際、被告校長（当時）が原告勤務校の校長に対し、「引率教員が校内をうろうろしている」など事実と異なる電話連絡をしたことにより、引率業務の交代を命じられ社会的評価や職務上の信用が低下し精神的苦痛を被った。

6 第1回口頭弁論

期日 令和8年4月22日（水）午後4時30分

場所 松山簡易裁判所24号法廷